

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、多岐にわたりより多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。

しかしながら、地方自治体では、公的サービスを担う人材不足が深刻化しており、疲弊する職場実態がある中、新型コロナウイルス感染症対策に加え、防災・減災事業の実施など、近年多発する大規模災害への対応など緊急を要する課題にも直面しています。

このような地方自治体の現状を踏まえ、政府は、いわゆる「骨太方針2018」において、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度まで、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。実際に国が示した令和2年度地方財政対策では、一般財源総額は63兆4,318億円、前年度比+1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少や超高齢化に伴う社会保障費をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められます。

このため、令和3年度の政府予算と地方への財政措置の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう政府に次の事項の実現を求めます。

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、子ども・子育て支援、地域医療の確保、介護保険制度や国民健康保険制度の見直し、児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、政府が新たに創設した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、令和2年度予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、令和3年度予算においても継続し、国の責任において十分な財源を確保すること。
- 4 地方交付税における「業務改革の取り組み等の成果を反映した算定

（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来の交付税に求められる財政保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

- 5 令和2年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査などを行い、その財源確保を図ること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月23日

三原市議会

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生，規制改革担当）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

（新型コロナウイルス感染症対策担当） 殿